

余市町パブリックコメント手続に関する要綱
(以下「要綱」といいます。)の解説

(目的)

第1条 この告示は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、町の施策形成の過程における町民参加の機会を提供し、行政運営の公正性の確保及び透明性の向上を図り、もって町民との協働によるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、要綱の目的を明らかにしたものであり、要綱の解釈及び運用の指針となるものです。よって、各条項の解釈運用は、本条の趣旨を踏まえ適切に行わなければなりません。

【解説】

① 本町が導入するパブリックコメント手続（以下「PC手続」といいます。）の直接の目的は、町的意思決定前に計画等の案を公表することによって、町民参加の機会を提供し、町民の多様な意見や情報（以下「意見等」といいます。）を広く聴くことにより、行政運営の公正性の確保及び透明性の向上を図ることです。

さらに、究極の目的としては、PC手続の実施を通じ、町と町民が情報を共有するとともに、町民参加の機会が制度として保障されることによって、「協働のまちづくり」の推進に寄与することです。

なお、直接及び究極の目的を達成するためには、町民に対し分かりやすく適切な内容の資料を過不足なく提示すること、町民から提出された意見等に対し必要十分な説明を行うことが極めて重要です。また、PC手続は、計画等に対する賛否を問うものではなく、計画等の案を策定するに当たり、町民から有益な意見や情報を得ることによって、計画等の案をより良いものとする制度であることに特に留意願います。

② パブリックコメント手続の創設は、平成22年3月に策定した行政改革推進計画で「協働のまちづくりの推進」に掲げられている取り組みの一つとして位置付けられています。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント 町の施策に関する基本的な計画、指針、条例等（以下これらを「計画等」という。）の策定又は制定（改廃を含む。以下同じ。）過程において、案の段階でその趣旨、内容を公表し、町民から意見又は情報（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、意見等の概要及び意見に対する町の考え方を公表する手続をいう。
- (2) 実施機関 町長（水道事業管理者としての権限を行う町長を含む。）
、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価
審査委員会をいう。
- (3) 町民等 次に掲げるものをいう。
 - ア 本町の区域内に住所を有する者
 - イ 本町の区域内に存する事業所等に勤務する者
 - ウ 本町の区域内に存する学校に在学する者
 - エ 本町の区域内に事業所等を有する個人及び法人その他の団体
 - オ 本町に対して納税義務を有する者
 - カ 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続の対象となる計画等に利害関係を有すると認められるもの

【趣旨】

本条は、この要綱で用いる用語の意義を規定しています。

【解説】

- ① 要綱第2条第1項では、町民生活に影響を及ぼす町の施策に関わる計画等を策定するにあたり、定めようとしている計画等の案、参考資料を公表（要綱第6条）した上で、町民等から当該計画等の案に対する意見を募り（要綱第5条）、提出された意見等を計画等の策定に活かすとともに、意見等への考え方等を公表する（要綱第9条第2項）手続を「パブリックコメント手続」（PC手続）として定めています。

なお、制度の名称として、各地方公共団体の取組みにより、カタカナ混じりの表現について普及が進んでいること、行政手続法（平成5年法律第22号）で用いられている「意見公募手続」（同法第39条）の名称と混同を避けるため、分かりやすさを重視し、「パブリックコメント手続」（PC手続）としました。

- ② 要綱第2条第2項では、PC手続を実施しなければならない町の機関として「実施機関」を定めています。各実施機関は、要綱に基づきPC手続を自らの判断と責任において適正に執行する義務を負います。実施機関については、全庁上げてPC手続に取り組む姿勢を明確にするため、議決機関である議会を除く町の機関すべての機関を実施機関として位置付けています。

なお、第三セクターなどの外郭団体については、町とはとは別人格の独立した法人であり、事業運営における自主性、独立性を有しているため、実施機関には含めていません

- ③ 要綱第2条第3項では、提出できる資格のあるものを明らかにするため、「町民等」について定めています。要綱においては、町が施策形成の過程における参加機会を提供する相手方は町民であることから、町民の範囲を明確にする必要があります。本来、町民とは「本町の区域内に住所を有する者」（参考：地方自治法第10条）に限定すべきところですが、PC手続がより良い計画等の案を策定するために意見等を募集する制度であることに鑑み、本町に住所を有する者のほか、本町に在勤、通学する者、本町に事業所等を有する個人及び法人その他の団体、本町に対し納税義務を有する者などの利害関係者を幅広く「町民等」と位置づけ、PC手続の対象となる計画等の案について、意見等を提出できるものとします。

「PC手続の対象となる計画等に利害関係を有すると認められるもの」については、PC手続を行う計画等の案によって異なりますが、町内に拠点となる事務所等がなくても、町内で様々な活動（建築確認、開発行為など）を行う事業者や、福祉や環境など様々な分野において、町内でボランティア活動や公益活動を行っている団体や個人、町の施設の利用者、町内の学校に子弟を通学させている保護者等を想定しています。

- ④ 意見等を提出する資格があるか否かの確認については、意見等を提出する際に明記を求める氏名、住所（団体にあつては、団体名、所在地、代表者氏名）のほか、属性の区分を自己申告した内容を形式的に確認することとしています。資格の確認については、PC手続が個別具体的な紛争解決や権利義務の得喪などに関わる制度ではなく、町が作成した計画等の案について広く意見等を募集する制度であることに鑑み、意見等を提出する者の良識を信頼することで足りると考えます。

(対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる計画等の策定又は制定は、次に掲げるものとする。

- (1) 町の施策に関する基本的な計画、指針等の策定
- (2) 町の施策に関する基本的な制度又は方針（特定の分野に関するものを含む。）で、直接町民等を対象とするものについて定める条例及び当該条例の委任により定める規則で、直接町民等に重大な影響を及ぼす規則の制定
- (3) 町民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする権利義務に関する条例（町税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）及び当該条例の委任により定める規則で、義務賦課又は権利制限について定める規則の制定
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの

【趣旨】

本条は、P C 手続が町の施策形成過程に新たな手続を付加するものであり、全ての施策形成の過程にこれを義務付けることは、行政運営の迅速性・効率性を損なうとともに、費用対効果の面からも適切ではないことから、対象となる計画等の範囲を定めるものです。

【解説】

- ① 個々の計画等が要綱の対象となるか否かについての判断は、当該計画等を立案した実施機関（計画等の担当課）が、要綱の趣旨及び規定に基づいて判断します。その判断（P C 手続を行わない場合も含む。）の説明責任は、計画等の案を作成した担当課が負います。なお、P C 手続の対象となる計画等について、P C 手続を行わなかった場合は要綱違反の責めを負うこととなりますので、対象になるか否か疑義がある場合については、計画等の案の作成に着手する段階で、適宜、行政改革推進課との協議を行ってください。
- ② 要綱第1項第1号の「町の施策に関する基本的な計画、指針等」とは、「総合計画」、「高齢者保健福祉計画」など、町内全域を対象として町の施策の基本方針や方向など基本的な事項を定める計画等のことをいい、構想、プラン、指針等といった名称は問いません。例えば、町の総合計画や基本計画といった総合的な構想や計画のほか、農業、水産、環境、福祉、都市計画等の行政分野ごとの基本的な計画、方針を対象としています。
- ③ 要綱第1項第2号の「町の施策に関する基本的な制度又は方針（特定の分野に関するものを含む。）で、直接町民等を対象とするものについて定める条例」とは、「個人情報保護条例」、「情報公開条例」などのように、町政全般についての基本理念や基本方針などを定めるものをいいます。従って、部設置条例、職員の勤務条件に関する条例など町民に直接の影響が及ばない、行政内部のみに適用されるものは、原則として本号の対象になりません。

なお、当該条例の委任により定める規則で、直接町民等に重大な影響を及ぼす規則については対象としています。具体的には、条例が罰則規定又は制裁規定（氏名・企業名公表等）を設けており、その構成要件を規則で定める場合、条例の委任により規則で過料を課す構成要件又は過料の額を定める場合などが考えられます。
- ④ 要綱第1項第3号の「町民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする権利義務に関する条例（町税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）」とは、町民等に対し、具体的に「〇〇しなければならない」という義務を課したり、あるいは「〇〇してはならない」と行為を制限する旨を規定するもので、地方自治法第14条第2項に基づく条例を指します。また、「当該条例の委任により定める規則で、義務賦課又は権利制限について定める規則」とは、当該条例の委任を受けて制定される規則で、町民等に対し義務を課したり、権利を制限する条項を有するものを指します。具体的には、条例の委任により規則が条例の適用要件を個別具体的に定めているなど、規則が条例の一部と同視できる場合が考えられます。

※ 地方自治法第14条第2号

普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

- ⑤ 要綱第1項第3号括弧書の「町税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの」については、町の財政に与える影響について十分な検討がなされないまま、負担軽減を求める意見が多く提出される可能性が高く、計画等の案に対する建設的な意見を期待するPC手続に馴染まないと考えられること、地方自治法第74条第1項により、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に係る条例の制定又は改廃が直接請求の対象になっていないことなどを踏まえ、この手続の対象から除きます。

なお、新たな税目の創設や使用料・手数料体系の抜本的な改定などを実施する目的で計画等を策定する場合については、要綱の趣旨に鑑み、PC手続を行うことが望ましいと考えられます。

※地方自治法第74条第1項

普通地方公共団体の議会及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃を請求することができる。

- ⑥ 要綱第1項第4号の「前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの」は第1号ないし第3号までに掲げる対象に該当しないものの、要綱の趣旨に鑑み、PC手続を行った方が町と町民の双方にとって有益であると実施機関が判断するものについては、PC手続を行うことができるものです。

具体的には、第1号ないし第3号の規定に準じるような町の全般に関わる施策、条例等のほか、町の将来の方向性や多くの町民に影響が及び可能性のある計画等の案を策定する場合に本号を適用することを想定しており、個別具体的な事業に係る構想、実施計画等については、原則として本号の適用はないと考えられます（例外的に、町民の関心・要望が高く、PC手続を行わなければ要綱の趣旨が没却されると実施機関が判断する場合においては、本号の適用を排除するものではないことを特に付言します）。

なお、個別具体的な事業に係る実施計画等については、事前に実施計画等の公表、説明会の開催などを通じて、町民に対し積極的に情報を提供することが望ましいと考えられます。

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この告示に定めるパブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) 実施機関が計画等の策定に迅速又は緊急を要すると認めたとき。
- (2) 実施機関が法令等の改正及び廃止に伴う条項等の移動並びに用語の整理等の軽微なものであると認めたとき。
- (3) 実施機関が計画等の策定における内容の決定に裁量の余地がない又はその他施策等の性質上パブリックコメント手続に適さないと認めたとき。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関及びこれに準ずる機関において、パブリックコメント手続に準じた手続を経てなされた報告、答申等に基づき、実施機関が最終的な意思決定を行うとき。
- (5) 実施機関が意思決定を行う際に、意見聴取手続が法令等で定められているとき。
- (6) 地方自治法第74条第1項の規定による直接請求により実施機関が計画等の案を議会に提出するとき。

【趣旨】

本条は、計画等が形式的には要綱第3条に該当するものの、その具体的な事情や内容から広く町民等から意見等を募集する必要性を有しないもの、又はその合理性が認められないものについて、要綱の適用を除外することができる旨定めるものです。

【解説】

- ① 要綱第4条第1号の「迅速又は緊急を要すると認められたとき」とは、町民等の生命や健康を守るために緊急に条例案を議会に上程しなければならない場合や、この手続に要する経過時間中にその効果が損なわれる場合など、パブリックコメント手続を行ういとまがない場合をいいます。
- ② 要綱第4条第2号「法令等の改正及び廃止に伴う条項等の移動並びに用語の整備等の軽微なものであると認められたとき」とは、法令、条例等の改廃による条項の移動、用語の整備など基本的な事項や考え方に大幅な改正を伴わない場合や、町民生活又は事業活動に影響がなく、町の判断が伴わない場合をいいます。
- ③ 要綱第4条第3号の「計画等の策定における内容の決定に裁量の余地がない」とは国の法令等の改正で内容等について定められ、町の裁量が全くない場合を指します。
また、「その他施策等の性質上パブリックコメント手続に適さない」とは、国、道、近隣市町村（一部事務組合を含む。）の施策と整合を図る必要性が生じる場合、高度に専門的かつ技術的な内容を有する施策等で、PC手続を行って町民等から意見等の提出を受けても、それを反映する余地がない場合をいいます。
- ④ 要綱第4条第4号の「地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関」とは、実施機関が法令又は条例に定めるところにより設置する自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を指し、「これに準ずる機関」とは実施機関の補助職員のみで構成される機関を指します（以下「附属機関等」という。）。
実施機関が附属機関等の答申等を受けて意思決定する場合で、附属機関等がPC手続に準じた手続を経て策定した答申等の場合、同様の案について手続を繰り返すことは、行政運営の迅速性・効率性や費用対効果の観点から望ましくないと考えられることから、改めてPC手続を経ないで、意思決定することができるものとします。また、実施機関が諮問の策定段階で、PC手続に準じた手続を経た場合も除外します。
- ⑤ 要綱第4条第5号の「実施機関が意思決定を行う際に、意見聴取手続が法令等で定められているとき」とは、実施機関が意思決定を行うにあたって、法令等の規定により、公聴会の開催などの意見聴取手続の実施が義務付けられている場合をいいます（例一都市計画法第16条及び同法第17条、都市緑地法第4条など）。
- ⑥ 要綱第4条第6号が定める「地方自治法第74条第1項の規定による直接請求により議会へ提出するとき」については、町民からの直接請求により、町長が議会に対し条例案を提出するものであって、町長がその内容の修正を行う事ができず、町民等の意見を反映する余地がないことから、要綱の適用を除外します。

(計画等の公表)

第5条 実施機関は、計画等の策定に当たっては、意思決定を行う前の適切な時期に、計画等の案を公表しなければならない。

ただし、余市町情報公開条例（平成12年条例第31号）第11条に規定する情報についてはこの限りではない。

2 実施機関は、前項の規定による計画等の案の公表を行うときは、次に掲げる事項（以下「参考資料」という。）を併せて公表するとともに、当該資料の内容が容易に理解されるよう努めなければならない。

(1) 計画等の案の概要

(2) 計画等の案の名称、案を策定した趣旨、目的及び背景

(3) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めた事項

【趣旨】

本条は、PC手続における計画等の案の公表義務を定めるものです。

【解説】

① PC手続は、計画等の案を策定する過程における町民参加のルールであることから、単に町民参加の機会を提供するだけでは足りず、多くの町民から意見等を提出してもらい、より良い計画等の案とするよう努める必要があります。そのためには、町民等が意見等を提出しやすくする働きかけを行い、その環境を整えることが大切です。

なお、計画等の案を策定するにあたり、町民等の意見を幅広く把握するとともに町民等と情報を共有するため、公募委員、説明会、公聴会、ワークショップ、アンケート等の町民参加に向けた手法の導入について検討する必要があります。

② 要綱第5条第1項の「意思決定を行う前の適切な時期」とは、原則として、計画等の案がまとまり、その案について意思決定を行う前をいいます

③ 計画等の案が議会の議決を要するものについては、議会に対し、PC手続を行う前に説明を行い、その趣旨や効果について十分説明を尽くしてください。

④ 要綱第5条第1項のいう「公表する計画等の案」は、計画案の全文や条例案の逐条そのものではなく、計画案や条例案の概要、考え方、方向性などを示し、町民等にとって理解しやすい、平易な内容となるよう努めてください。

⑤ 要綱第5条第1項但書の「余市町情報公開条例（平成12年条例第31号）第11条に規定する情報」とは、個人の氏名、思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報で、特定の個人を識別することができるもののうち、一般に知られたいと望むことが正当であると認められる情報又は特定の個人は識別することはできないが、公開することにより、個人の権利又は利益を害するおそれのある情報を指します。

- ⑥ 要綱第5条第2項に基づき、作成する参考資料は、計画等の案の趣旨、背景、概要などについて説明する資料であり、町民等にとって分かりやすく、正確かつ十分な情報でなければなりません。また、単に資料を公表するだけではなく、内容が容易に理解されるよう努める必要があります。
- なお、計画等の案が数枚程度であり、かつ趣旨、背景、論点等を端的に記載されていれば、要綱第5条第2項第1号及び第2号に定める書面の添付を省略することも可能ですが、町民等の理解を促進するため、必ず、数枚程度の参考資料（フロー図、図表、論点表など）を添付してください。
- ⑦ 要綱第5条第2項第3号の「実施機関が必要と認めた事項」とは、計画等の案の根拠となる法令の概要、上位計画に基づくものであれば、当該計画の上位計画の概要、計画等の案の作成にあたって参考とした計画等、文献・資料、事例の概要などを想定しています。
- ⑧ 公表していない資料等について、町民等から提示を求められた場合には実施機関が個別具体的に判断することとなりますが、公表に支障がないと考えられるものについては、可能な限り提示することとさせていただきます。

(公表方法)

第6条 前条の規定による公表は、実施機関が必要と認める場所における閲覧及び配布並びにホームページへの掲載の方法により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、計画等の案及び参考資料が相当量に及び場合は、その概要を前項の方法により、計画等の案及び参考資料全体については、閲覧のみの方法により公表することができる。

3 実施機関は、計画等の案の公表を行うときは、ホームページ又は広報紙への掲載その他方法によりパブリックコメント手続の実施について町民等に周知するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、要綱第5条に基づく計画等の案及び参考資料の公表方法について具体的に定めるものです。

【解説】

① 要綱第6条第1項の「実施機関が必要と認める場所」とは、標準的なケースとして余市町公民館、余市町図書館、余市町福祉センターを想定しております。しかし、計画等の案の内容によっては、より意見等を提出しやすい場所に変更したり、公表する場所を増加させることを妨げるものではありません。

② 要綱第6条第2項は、計画等の案及び参考資料が膨大なため、配布が困難であったり、ホームページに掲載することが困難である場合において、概要のみを公表（要綱第6条第1項）し、計画等の案及び参考資料の全体については、担当課において閲覧に供すれば足りる旨定めております。

③ 要綱第6条第3項は、町民等がPC手続を実施していること自体を承知していなければ意見等を提出することができないため、実施機関に対しホームページ、広報紙などを用いて、町民等に公表する計画等の案、公表場所、意見等の提出方法について周知するよう努める義務を課しています。

なお、広報紙については、限られた紙面で全てを掲載することは困難であることから、概要等を可能な限り掲載することとし、場合によっては公表内容及び公表場所の周知のみとなることもやむを得ないものとします。

また、要綱第6条第3項の「その他方法」とは報道機関への情報提供、説明会の開催等を想定しております。

(意見等の募集)

第7条 実施機関は、計画等の案の公表を行ったときは、30日以上の間を設けて、町民等から計画等の案について意見等を募集しなければならない。

ただし、30日の期間を設けることができない特別の事由があるときは、30日未満の間を設けることができる。

【趣旨】

本条は、要綱第5条及び第6条に基づいて、公表された計画等の案に対する意見等の募集期間について定めるものです。

【解説】

- ① 意見等の募集期間は、最低30日間を確保すべきこととしており、計画等の案ごとに必要な時間を考慮して定めることとします。この提出期間は、計画等の案の重要度や意思決定までの時間を考慮するとともに、行政手続法第39条第1項及び第3項が定める意見募集手続期間等を考慮して、設定したものです。

なお、計画等の案の性質や内容によっては、長期の意見募集期間を定める必要があることをふまえ、実施機関の裁量により、30日を超える期間を設定することを可能としております。

※行政手続法39条第1項及び第3項

(第1項)

命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案(中略)及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見(情報を含む。以下同じ。)の提出先及び意見の提出のための期間(以下「意見提出期間」という。)を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

(第3項)

第1項の規定により定める意見提出期間は、同項の公示の日から起算して30日以上でなければならない。

- ② PC手続を実施して計画等の案を策定すると、法令の施行に間に合わなくなるときがあります。このようなやむを得ない理由がある場合には要綱第7条但書を適用して、募集期間が30日を下回ることを認めるとするものです。
- ③ 30日以上意見等の募集期間を確保することは要綱上明記された義務であり、実施機関は計画等の案を作成するにあたり、要綱の対象外に該当しない限り、PC手続を念頭においてスケジュール管理を行う必要があります。

(意見等の受付方法)

第8条 前条の規定により募集する意見等の受付は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所における持参又は郵送による書面の受領
- (2) ファクシミリ装置による受信
- (3) 電子メールの受信
- (4) その他実施機関が適当と認める方法

2 実施機関は、前項の受付を行うときは、町民等に対し氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、所在地及び代表者の氏名）など意見等提出したものを特定できる事項を明記させるものとする。

【趣旨】

本条は、要綱第5条ないし第7条に基づき公表された計画等の案に対する意見等の受付方法について定めるものです。

【解説】

- ① 意見等の提出方法は、原則として要綱第8条各号の方法によりますが、計画等の案の内容、性質によっては、これら以外の提出方法を定めても差し支えありません。
- ② 意見等を明確に把握するため、書面又は電子的記録等として残す必要があるため、口頭、電話等による意見等の提出はPC手続から除外します。
なお、高齢や障がいなどの理由により、書面等での提出が極めて困難であると実施機関が判断する場合については、例外として口頭による意見等の提出を認める取り扱いをすることを妨げません（この取り扱いを行う際には、関係課と十分に協議の上、適切に取り扱うようにしてください）。
- ③ 要綱第8条第4号の「実施機関が適当と認める方法」とは、閲覧場所における意見投入箱への投函等が考えられます。
- ④ 要綱第8条第2項に基づき、意見提出者に対し、住所、氏名等の記入を求めることとします。なぜなら、計画等の案に関連性のない誹謗・中傷を避け、提出する意見等に責任を持っていただくことが必要であり、提出された意見等に関して具体的な内容などの確認が必要な場合が想定されることからです。
- ⑤ なお、計画等の案に関連性ない意見等であっても、町政に対する意見等と認められるものについては、これを受け付けるものとし、「町政への意見・要望」に寄せられた意見等に準じて処理することとします。

(意見等の取扱い)

第9条 実施機関は、前条第1項の規定により受け付けた意見等を十分考慮し
て意思決定を行わなければならない。

2 実施機関は、受け付けた意見等の概要及びこれに対する実施機関の考
え方、並びに計画等の案を修正した場合における当該修正の内容及び理由を公
表しなければならない。

3 実施機関は、提出意見等に対する個別の回答を行わないものとし、当該提
出意見等のうち類似の意見及びこれに対する考え方をまとめて公表できる。

4 実施機関は、提出された意見等のうち、特定の個人又は法人その他団体の
権利利益を害するおそれがあるものその他公表することが不適当と判断され
る事項が含まれているものについては、その全部又は一部を公表しないこと
ができる。

5 実施機関は、意見等を提出した町民等に関する情報は公表しない。

【趣旨】

本条は、要綱第5条ないし第7条に基づき、公表された計画等の案に対す
る意見等の取り扱いについて定めるものです。

【解説】

① 実施機関は、要綱第1条に掲げる目的を達成するために、提出された意
見等を踏まえて計画等を十分に考慮した上で、意思決定を行います（要綱
第9条第1項）。

② PC手続は住民投票ではなく、計画等の案に対する賛否を問うものでは
ないことから、賛否の結論だけを示した意見等に対しては、町は考え方を
示しません。

③ 提出された意見等の内容及びこれに対する町の考え方や提出された意見
等による計画等の修正の内容及びその理由を公表する方法は、計画等の案
を公表した方法によることとします（要綱第12条、同第6条第1
項）。提出された意見等については、類似の意見等があった場合は、行政運
営の効率化の観点から、これらを集約するなど整理した上で公表するとと
もに、その意見等に対する町の考え方を公表します。

⑤ 要綱第9条第3項の「個別の回答を行わない」とは、意見提出者に対
し、個々に書面、メール等による回答、の返信を行わないことを意味しま
す。

⑥ 提出された意見等のうち、特定個人等の正当な利益を害するおそれがあ
るものまたは、公序良俗に反すると判断されるものについては、その意見
の全部又は一部を公表しないことができます（要綱第9条第4項）。しかし
、意見等の表現を変えることができる場合は、該当する部分を削除したり
、適当な表現に変えたりした上で、公表することとします。

⑦ 提出された意見等の公表にあたり、提出者の住所、氏名等は公表しま
せん（要綱第9条第5項）。

⑧ 実施機関が収集した個人情報については、余市町個人情報保護条例（平
成12年条例第32号）に基づき、適切に取り扱います。

(一覧の公表)

第10条 町長は、第7条の規定による意見等の募集を行っている計画等の案の一覧を作成し、公表するものとする。

2 前項の一覧には、計画等の案の名称、意見等の募集期間、提出方法、計画等の案の入手方法及び問合せ先を記載するものとする。

【趣旨】

本条は、町長に対しPC手続を行っている計画等の案に係る一覧表を作成の上、公表する責務がある旨定めています。

【解説】

町長は、町民等がパブリックコメント手続の実施状況を知ることができるようにするため、案件の一覧表を作成し、要綱第6条第1項の規定を準用して、ホームページ等において公表するものとします(要綱第12条)。

(実施状況の公表)

第11条 町長は、毎年度終了後、速やかに過去1年間におけるこの要綱に定めるパブリックコメント手続の実施状況(第4条各号の規定の適用に関する状況を含む。)を公表しなければならない。

【趣旨】

本条は、町長に対し毎年度のPC手続実施状況に係る一覧表を作成の上、公表する義務がある旨定めています。

【解説】

町民等がPC手続の実施状況を容易に知ることができるようにするため、1年間の実施状況の一覧表を作成の上、要綱第6条第1項の規定を準用してホームページ等において一定期間公表するものとします(要綱第12条)。

なお、PC手続の対象となる計画等の案のうち、要綱第4条各号の規定を適用して、PC手続を実施しなかった計画等の案についても併せて公表することとし、いやしくも、要綱第4条各号に定める適用除外条項が濫用されないよう努めるものとします。

(公表方法に関する規定の準用)

第12条 第6条第1項の規定は、第9条第2項、第10条第1項及び前条の規定による公表について準用する。

(委任)

第13条 この告示に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、実施機関が定める。

【趣旨】

本条は、要綱に定めのないPC手続実施に係る具体的な手続については、実施機関が定めることとしたものです。

【解説】

PC手続が実施される計画等の案については、様々なケースが想定されるため、具体的な手続についてまで、要綱で定めることは困難です。

よって、実施機関は、計画等の案に応じて、意見募集要領を定め、要綱にない具体的な手続（計画等の案の名称、参考資料の名称、計画等の案の入手方法、意見募集期間、意見等の提出方法及び提出先、意見提出用紙、意見募集結果の公表時期など）を定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年8月1日から施行する。
- 2 この告示は、この告示の施行の日以後に意思決定を行う計画等の案について適用する。ただし、この告示の施行の際、現に意思決定過程にある計画等で町民等の意見等を反映させる機会を確保する手続を経たもの又は早急に意思決定を行う必要があるものについては、この告示の規定は適用しない。